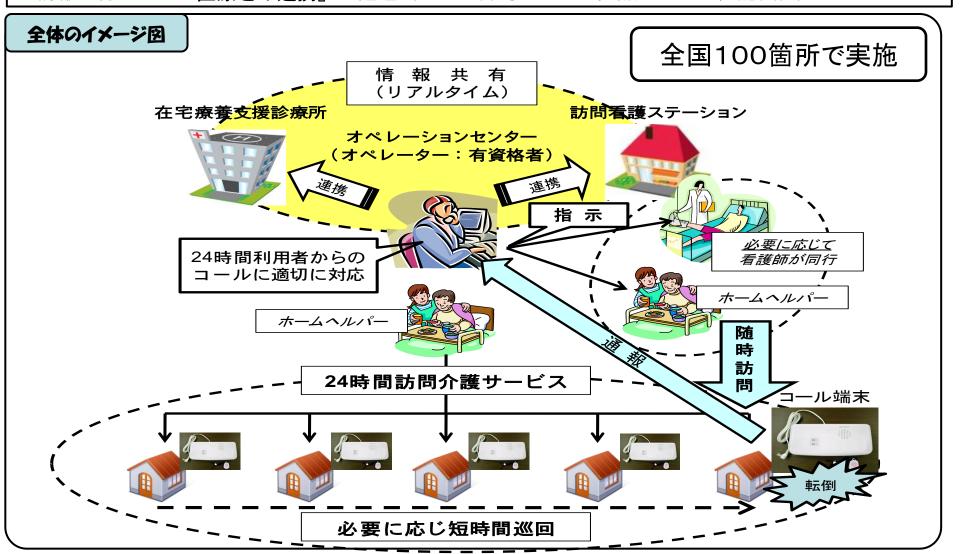
### 24時間地域巡回型訪問サービス円滑導入事業(事業1-1)

- 24時間のオンコール体制を活用した随時の訪問による『安心感』の提供
- 短時間の巡回を含む定期的な訪問による**『利用者のニーズや生活スタイルに合ったサービス提供』** を可能に(例:起床介助→昼食介助→服薬介助→水分補給→就寝介助→深夜の排せつ介助)
- 利用者からのコールを受診するオペレーションセンターを活用し、訪問看護や在宅療養診療所との情報共有による『**医療との連携**』を推進(地域の訪問サービス拠点としての機能強化)



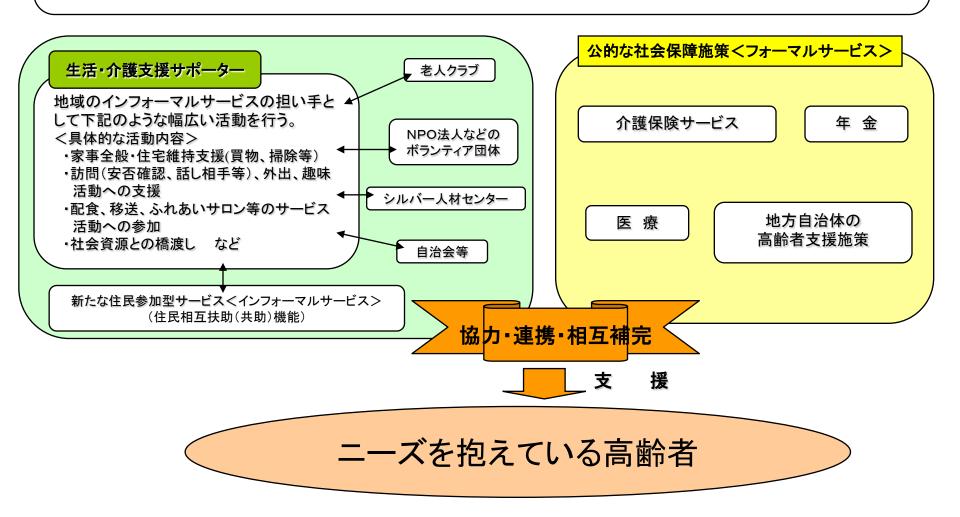
### 生活・介護支援サポーター養成事業

〇 実施主体:市町村

〇 補助率:定額補助

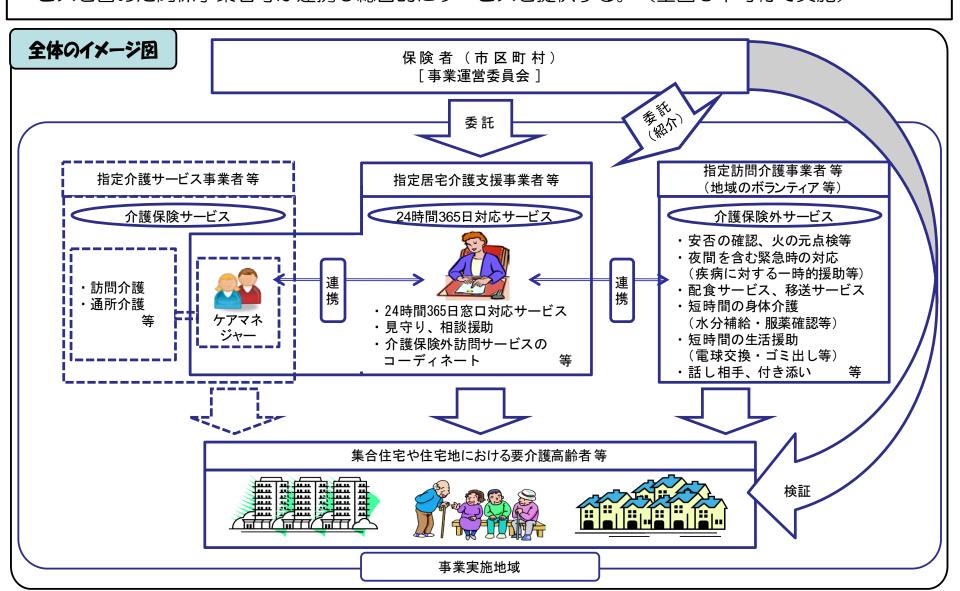
○ 研修期間:概ね20時間講義+実習

〇 平成32年度までに47,000人を養成



### 集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合生活支援事業(事業1-3)

〇 高齢者が住み慣れた地域の在宅で安心して生活できるよう、集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対し、指定居宅介護支援事業者等を活用した24時間365日対応窓口を設置し、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携し総合的にサービスを提供する。(全国5市町村で実施)



# 地域包括支援センター等機能強化事業

○ 地域包括支援センター等を活用して介護保険外サービスや住宅関係の情報を含めた高齢者の地域生活を支えるサービス等に関する情報の収集・発信機能を強化し、見守り活動等の地域ネットワークを構築する事業や、地域の家族介護の実態把握や専門家との連携による相談支援等家族介護者を総合的に支援する事業等を実施する。(全国50市町村)

#### 地域包括支援ネットワーク強化推進事業

〇センター等に介護保険外サービス、有料老人ホームや高齢者専用住宅等の住居に関する情報等、包括的な地域の社会的資源に関する情報を、市区町村や既存の情報センターと連携しながら、収集・発信する担当者を配置して、センター内での情報共有さらに地域住民等への情報提供を行う。

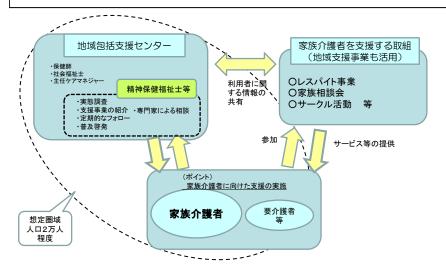
〇地域住民に対して、多種多様な講座や勉強会を開催し、地域の持つ機能や可能性に気づかせ、見守り活動等の地域活動やインフォーマルサービスの主体的な取組を促し、地域包括ケアの推進のため、地域力の再生・復活の働きかけを行う。

#### 都道府県 介護保険サービス 保険外サービス 有料老人ホーム (インフォーマルサービスや 保険外ビジネス) 高齢者専用住宅 事業所 **地域コーディネーター(仮称)** ケア 市 「センター等の"営業担当"」 地域包括ケアに必要なサービス等の $\boxtimes$ マネジャ 連携・情報共有 連携・情報共有 情報の収集・発信 ・地域包括支援ネットワークの強化 町 のための会議の開催 等 ービスへの参画 村 連携・ 情報共有 保健師 社会福祉士 主任ケアマネジャ 地域包括支援センター等 ガイドブック、HP等による発信 地域包括ケアに関する講座の開設等 ※収集する情報は、地域包括ケアの実現 地域住民 を念頭にし、高齢者に関する情報を中心 地域力の向上 に、障害、児童、低所得者向け等、家族 支援を視野に入れた情報を対象とする。 **地域協働、** 地域連帯の気運の向上

### 家族介護者支援のイメージ

〇地域包括支援センターを中心として、家族介護者の精神的負担や孤独感を軽減するため、以下の事業を試行的に実施し、効果を検証。

- ①地域における家族介護者の実態調査(アセスメントを含む)
- ②家族介護者に対する医師・精神保健福祉士等の専門家と連携した相談支援
- ③家族介護者を支援する具体的な取組(地域支援事業を活用)



※上記の他、地域包括支援センターの事務負担の軽減(IT化の推進)や地域包括支援センター間の連絡会議の開催といった地域 包括支援センターの機能強化に資する事業等を実施

# デイサービスを活用した家族介護者支援機能の拡充 (事業2) (宿泊付デイサービス(仮称))

### 【要求要旨】

- デイサービスを活用した「短期間・緊急的な」宿泊事業(ショートステイ)により家族介護者 支援(レスパイトケア)の充実を図る。
- 通い慣れたデイサービスでのケアを基本として、柔軟な人員配置・設備利用を可能とすることで、急な預かりニーズにも対応可能となる。

### 【事業規模】

【補助内容】

- 〇 平成23年度予算概算要求額 100億円
- 全国8,000床を整備

- 〇 実施主体は市町村
- - ・ 利用者のプライバシー確保のための個室化を目的とした間仕切り等(可動式)の設置
  - ・ 防火安全対策推進の観点から「スプリンクラー、自動火災報知器、消防機関への通報設備」等の整備を一体的に行う場合も補助の対象とする。
  - 既存のデイサービススペースの改修のほか、増築・新築による宿泊室の整備についても補助。